

杉並エスペラント会規約

(1979-06 制定、1981-01、1983-01 改正)

1. (名称) 本会は、杉並エスペラント会 (Suginami-Esperanto-Rondo、略称 **SER**) と称し、杉並区内に事務所を置く。
2. (目的) 本会は、杉並区内におけるエスペラント運動を推進し、あわせて区民の文化の向上に寄与することを目的とする。
3. (事業) 本会は、上記の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 月例会 1. 講習会 1. 講演会 1. 展示会 1. その他
4. (会員) 本会は、原則として杉並区内に居住または勤務するものをもって会員とする。
5. (会費) 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。
6. (総会) 本会の最高議決機関は、総会とする。総会は、規約の制定・改廃、役員の選任、その他本会運営の基本に関する重要事項を審議・決定する。定例総会は、毎年 1 月に開催する。その他必要に応じ、臨時総会を開催する。総会は、会員 5 名以上の出席をもって成立し、多数決により議決する。
7. (役員) 本会の役員として、運営委員長 1 名、運営委員若干名を置く。運営委員長は、会を代表し、運営委員は会務を分掌する。役員の任期は 1 年とする。
8. (会計) 本会の経費は、会費、寄付金、事業収入等によってまかなう。会計年度は 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

会費 (1994-01、1996-01、1998-01、2004-01、2010-01、2013-01、2023-01 改定)

正会員 2,000 円／年、家族会員 1,000 円／年

例会参加 **2,000** 円／年

購読会員 (Amikoj de SER) 1,000 円／会報 4 号分